

埼玉県死因究明等推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 関係機関・団体等との連携により、埼玉県における死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）を推進するため、埼玉県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、死因究明等の推進に必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は別表に掲げる機関・団体等に所属する委員その他必要と認める委員をもって組織する。

2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、埼玉県保健医療部医療整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成27年12月 2日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年 1月 4日から施行する。

別表

職域	団体（所属）
行 政	埼玉県保健医療部
警 察	埼玉県警察本部
検 察	さいたま地方検察庁
医 師 会	一般社団法人埼玉県医師会
歯科医師会	一般社団法人埼玉県歯科医師会
医学部を置く大学	埼玉医科大学
	防衛医科大学校
	日本大学
	帝京大学
	順天堂大学
歯学部を置く大学	明海大学